

ウメ輪紋ウイルスに係る苗木等検査等実施要領（令和3年3月22日付け2消安第5832号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1～第14（略） <u>（試験研究の用に供するPPV及びPPVに感染したサクラ属植物の取扱い）</u> <u>第15 大学等の試験研究機関（以下「研究機関」という。）がPPV及びPPVに感染したサクラ属植物を試験研究の用に供する場合の取扱いは、以下に掲げるとおりとする。</u> <u>（1）新たに試験研究の用に供する場合</u> <u>植物防疫所は、研究機関の責任者に対し、当該研究機関の所在地を管轄する植物防疫所にウメ輪紋ウイルス利用届（第7号様式）を提出するよう、指導するものとする。また、当該研究機関は、利用に当たっては、別表4の注意事項に従い、散逸防止に万全の措置を講ずるものとする。</u> <u>（2）プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号。以下「省令」という。）第3条第1項ただし書に規定する農林水産大臣の許可を受けた植物について、省令の失効後も引き続き試験研究の用に供する場合</u> <u>別表4の注意事項に従い、散逸防止に万全の措置を講ずるものとする。</u> <u>2 1（1）の場合においてウメ輪紋ウイルス利用届（第7号様式）の提出があったとき及び1（2）の場合は、第4から第14の規定は、適用しないこととする。</u> 別表1～3 （略） <u>別表4（第15関係）</u> <u>PPV及びPPVに感染したサクラ属植物の利用に当たっての注意事項</u>	第1～第14（略） （新設） 別表1～3 （略） （新設）

<u>1 移動に当たっては、輸送中に散逸しないよう厳重に梱包すること。</u> <u>2 未発生地域では、野外での試験は行わないこと。</u> <u>3 本ウイルスを他の場所に移動または他機関に分譲する場合は、植物防疫所に事前に連絡すること。</u> <u>4 利用場所は本ウイルスの散逸を防止するため、次の設備を有すること。</u> <u>(1) 微生物実験室や隔離温室などの建物であり、床面はコンクリート等で固められた構造であること。</u> <u>(2) 出入口が二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること（エアカーテンが併設されていることが望ましい。）。</u> <u>(3) 窓の開閉により温度管理等を行う場合には、アブラムシの侵入及び分散防止措置が適切に講じられること（窓に張る網は、0.4mm 目以下とする。）。</u> <u>(4) 試験研究の用に供する植物以外の宿主植物が施設内にないこと。</u> <u>(5) アブラムシの防除が適切に講じられていること。</u> <u>(6) 試験研究に従事する者以外の者が立入りできないこと。</u> <u>(7) オートクレーブ等の殺虫・殺菌施設が同一施設内に備えられていること。</u> <u>5 輸送に使用した容器包装、試験中不要となった本ウイルス及びその容器包装は、その都度処理すること。</u> <u>6 利用後は本ウイルス及びその容器包装を処理し、植物防疫所に利用が終了したことを連絡すること。</u> <u>7 その他利用届に記載した事項を遵守すること。</u> 第1～6号様式（略） 第7号様式（第15関係） ウメ輪紋ウイルス利用届 〇〇植物防疫所（支所又は出張所）長 殿 住所	第1～6号様式（略） （新設）
--	-------------------------------

氏名
職業

下記のとおり利用したいので、届けます。

記

- 1 対象病虫害の名称及び学名
- 2 数量
- 3 採取地又は入手先
- 4 採取又は入手年月日
- 5 利用の目的
- 6 管理場所及び管理方法（管理場所の見取図及び施設の平面図を添付すること）
- 7 管理責任者
- 8 利用期間
- 9 利用後の処理方法
- 10 その他参考となる事項
 - ・ 管理責任者への緊急連絡先
 - ・ 管理責任者不在時の対応者及びその連絡先